

熊取町公園施設長寿命化計画

令和 6 年 3 月更新

(平成 2 6 年 7 月策定)

熊取町都市整備部道路公園課

1. 都市公園整備状況

(2023 (令和5) 年6月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
115	23.98ha	5.59㎡

2. 計画期間〔2024 (令和6) 年度～2033 (令和15) 年度 (10箇年)〕

3. 計画対象公園

① 種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
111	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	115

② 選定理由

熊取町は、町内のほとんどの都市公園が付近に居住する住民が利用するための街区公園であるため、全ての都市公園を対象に公園施設長寿命化計画を立案し、将来にわたり安全・安心かつ安定的な公園の運営と維持管理を行うことを目的としている。

4. 計画対象公園施設

① 対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
969	403	469	409	11	6	68

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
3,716	—	5	6,056

② これまでの維持管理状況

これまでの維持管理状況は、日常点検のほか、遊戯施設については国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び(社)日本公園施設業協会が策定した「遊具の安全に関する規準」に基づき、毎年1回の定期点検を実施している。
この定期点検の結果により危険箇所が発見された場合は、修繕を実施している。

③ 選定理由

本町の公園は設置から 30 年以上経過した公園が約 4 割を占め、10 年後に約 6 割に達する見込みである。これまで公園施設の更新は、平成 26 年に策定した「熊取町公園施設長寿命化計画」に基づき行っているが、未だ更新が必要な施設も多く、今後も引き続き、計画的に更新を行うことが必要であるため、公園内の全施設を対象とする。

計画対象公園については、公園施設の長寿命化対策により、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの削減を実現する。また、日常点検や定期点検による確認により、施設の安全性を維持する。

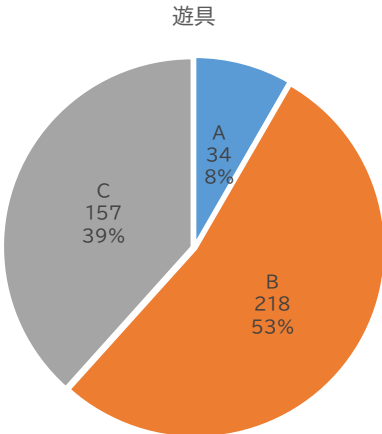
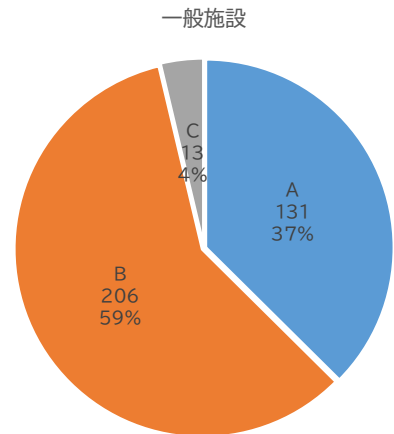
5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

点検調査実施時期：2024（令和 5）年 9 月～11 月

点検調査方法：目視、打診等

点検調査結果の概要：一般施設は 4 %の施設で C 判定（全体的に劣化が進行）が確認されたが、大多数がおおむね健全であった。遊具は全体の 39 %で C 判定が確認された。

	健全度判定				
	A	B	C	D	合計
一般施設	131	206	13	0	350
遊具	34	218	157	0	409
土木構造物	1	0	2	0	3
建築物	0	6	3	0	9



6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、健全度判定、管理類型、経過年率、経過年数、使用見込み期間に基づき、設定することとする。

優先	条件	並び替え順
1	健全度判定	D→C→B→A
2	管理類型	予防保全型→事後保全型
3	経過年率	高→低
4	経過年数	古い→新しい
5	使用見込み期間	古い→新しい

7. 対策内容と実施時期

① 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常の点検は、施設管理者により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに施設の劣化や損傷を把握する。

また、遊戯施設の定期点検については、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び（社）日本公園施設業協会が策定した「遊具の安全に関する規準」に基づき、専門技術者による毎年1回の点検を実施する。

施設の劣化や損傷等の異常が発見された時は、早急に公園管理者が現場を確認し、その程度に応じて公園施設の応急措置または禁止措置を講じる。緊急対応後に、本格的な措置の方針（補修、撤去、更新等）を定め、その措置を実施する。

② 公園施設の長寿命化のための基本的方針

本計画は、公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】（国土交通省：平成 30 年 10 月）をもとに策定するものとする。

【共通方針】

予防保全型管理、事後保全型管理の両方において、緊急度の高い施設を優先的に補修・更新を行う。特に遊戯施設は、子どもの安全に配慮するため、優先的に補修・更新を行う。

【予防保全型管理】

- ・管理水準は、健全度「B」以上を維持することを目標とする。
- ・遊戯施設の点検は、専門技術者により年 1 回の頻度で行う。
- ・使用見込期間は、処分制限期間が 20 年未満の施設は、処分制限期間の 2.4 倍、20 年以上 40 年未満の施設は、処分制限期間の 1.8 倍、処分制限期間が 40 年以上の施設は処分制限期間の 1.2 倍を基本とする。
- ・施設の点検により劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行うほか、必要に応じて補修、撤去並びに使用禁止等の措置を行う。
- ・遊戯施設の更新については、地元自治会の意見をもとに、インクルーシブな視点も取り入れ、地元のニーズに適した遊具選定を行う。

【事後保全型管理】

- ・健全度調査を実施しないため、維持保全と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・日常点検により劣化や損傷の状況から施設の機能が果たせなくなったと判断した場合は、使用禁止等の措置を行ったうえで施設の撤去・更新を行う。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など
※別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式 1「総括表」、様式 2「都市公園別」、様式 3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

① 概算費用の合計（10 年間）【②+③】	498,271 千円
② 予防保全型施設の概算費用合計（10 年間）	391,183 千円
③ 事後保全型施設の概算費用合計（10 年間）	107,088 千円
④ 単年度あたりの概算費用合計【①/10】	49,827 千円

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

本計画の実施により、令和6年度から令和15年度までの10年間のライフサイクルコスト削減額は、7,060千円である。

11. 計画の見直し予定

① 計画の見直し予定年度〔2033（令和15）年度〕

② 見直し期間、見直しの考え方など

・本計画期間が満了する2033（令和15）年度に長寿命化計画の見直しを行う。ただし、毎年実施する定期点検により健全度判定の結果が長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを検討する。